

## B. 兵庫県商工会議所連合会の「平成26年度兵庫県政に対する要望」と回答

長きにわたった円高・株安基調の修正が進み、景気の先行きに明るさが見えてきたものの、実体経済が力強さを取り戻し、中小企業や小規模事業所が景気回復を実感するまでには、今しばらく時間を要するものと思われる。

また、電気料金をはじめとするエネルギーコストの増大、消費税増税やTPP交渉の行方なども企業経営に大きな影響を与えることが懸念され、その動向を注視していく必要がある。

そのような情勢の下、井戸県政4期目がスタートしたが、これまでの経験や実績を活かし、安全・安心の県土づくりや地元経済の活力増進に最善を尽くすとともに、今日、成熟社会が抱える中長期的課題の解決に果敢に取り組み、県民誰もが豊かさを実感し、享受できる兵庫の実現を目指して頂くよう期待する。

なかでも、県内産業経済の持続的な発展に向けて、これまで同様に最優先課題として取り組み、その基盤を支える中小企業や小規模事業所の経営安定や既存産業の高度化を図ると同時に、多様な地域資源を活かした新たな企業価値の創造や成長産業の誘致・育成を推進することを強く望む。

なお、各県民局においては、これらの取り組みにあたって、各地域の産業経済の実態やニーズを十分に把握・反映する上で、県下各商工会議所との密接な連携及び情報共有を図られることを期待する。

要 望 事 項
---------

1. 小規模事業対策予算の安定的な確保
2. 法人県民税超過課税の見直し
3. 中小企業の経営安定化への支援
4. 地域活性化に向けた支援
5. 安心・安全のまちづくり
6. 産業・交通基盤の整備

## 【要望事項】

### 1. 小規模事業者対策予算の安定的な確保

商工会議所が相談指導体制の充実・強化を図り、中小・小規模企業の経営基盤の強化と質の向上、ひいては地域経済の振興に貢献できるよう、小規模事業者対策事業費補助金を十分かつ安定的に確保されたい。

また、現行の地域経済活性化支援費補助金のうち事務局長等設置費については、地区内人口10万人以下、かつ補助対象者以外の一般職員を5名以上設置するという要件を満たす商工会議所を対象としているが、小規模商工会議所においては、財政的事情から一般職員の雇用を抑制せざるを得ない状況にあることから、職員設置数に係る要件の緩和を図られたい。

## 【回答】

小規模事業者に対する金融・税務・経営に関する相談・指導を中心とする経営改善普及事業をはじめ、商工会議所等が実施する地域の商工業の総合的な改善発達を図る各種事業の重要性は十分認識していることから、県では、従来から地域経済活性化支援費補助金によりこれらの取り組みに対して支援している。

そのうち、商工会議所に対する事務局長等設置費補助は、国庫補助金が投入されていた当時から、地域の経営改善普及事業の一層の円滑かつ効率的な推進を図るため、常勤職員の事務局長を配置し指導環境整備に努めている商工会議所であって、当該地区における小規模事業者の実情、経営改善普及事業等の実施状況等を勘案し、特に必要と認める場合に交付されてきたものである。

なお、商工会議所は、特定商工業者の存在や国際的な活動をはじめ幅広い事業を展開していることから、事務局長等設置費補助基準において商工会と差異が設けられたものと考えられ、その後、自治体の単独補助制度となった後も、本県と同様に他府県においても、従来と同様の運用がなされているところが多いと認識しており、現下の厳しい財政状況も勘案すると、事務局長等設置費の支給要件緩和は、現在のところ困難であると考えている。

本県経済の源泉である中小企業の活性化には、商工会議所による小規模事業者支援は欠かせないことから、今後とも限られた財源の中、商工会議所への支援を通じて本県経済の持続的発展に取り組んでいくので、ご理解いただきたい。

## 【要望事項】

### 1. 法人県民税超過課税の見直し

昭和49年度の導入以来繰り返し延長されてきた法人県民税の超過課税は、平成26年9月30日までに開始する法人の事業年度をもって終了することになっている。

わが国税制における法人税減税への流れの中で、超過課税自体の位置付けが問われており、今後のあり方については慎重に検討されたい。

## 【回答】

本県では、法人県民税の超過課税として、資本金の額が一定規模以上の法人等に対して、法人税割の税率を0.8%上乘せさせていただいている。このようなご協力をいただき、これまでCSR施設の整備をはじめ、スポーツクラブ21ひょうご、県民交流広場事業などを積極的に展開し、勤労者の生活の充実を図ってきた。

平成21年度からは、勤労者の仕事と生活の調和を実現し、多様な働き方、生き方や健康で豊かな生活環境の確保が可能となる社会づくりを進めるため、①勤労者の労働環境の向上、②子育てと仕事の両立、③子育て世帯への支援のための事業に取り組んできた。

現行の超過課税については、平成26年9月30日までに開始する法人の事業年度をもって終了しますが、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保に引き続き取り組む必要があることから、更に5年間延長することとしている。

延長にあたっては、これまでの活用実績等を踏まえ充当事業の重点化を図った上で、中小企業の勤労者の労働福祉向上に繋げるため、新たに勤労者の能力向上に繋がる事業にも充当することとしている。

また、超過課税の対象となる法人について、中小法人等の税負担を勘案し、法人税額要件を年1,500万円超から年2,000万円超に引き上げることとしている。

## 【要望事項】

### 3. 中小企業の経営安定化への支援

#### (1) 資金繰り対策

責任共有対象外のセーフティネット5号保証制度の原則全業種指定は、平成24年10月末をもって縮小された一方で、平成25年9月末までのソフトランディング措置期間が設けられている。

景気回復の波が中小企業に及ぶまでにはなお時間を要することから、その再延長を求めるとともに、複数債務の一本化等による返済負担軽減策や小口零細企業保証制度の保証限度額拡大（現行1,250万円→3,000万円）についても、国に対して強気に働きかけられたい。

さらに、事業意欲のある中小企業の資金繰りを支援し、経営基盤の強化を図るため、兵庫県制度融資における金利引下げ、融資枠や融資期間、据置期間拡大等の融資条件の緩和にも引き続き努められたい。

#### (2) 創業予定者の資金調達支援

創業・起業は地域経済に新陳代謝をもたらし、活力の増大につながるだけでなく、雇用増加にも貢献するものであるが、会社設立や設備投資費用、運転資金等の多額の初期資金が必要となる。

一方で、創業予定者は信用力に加え、物的担保や保証人がないことがほとんどであり、創業意欲が強いにもかかわらず、資金調達が困難なことを理由に、創業自体を断念せざるを得ないケースが少なくない。

については、創業のための融資にかかる利子補給制度や保証人、担保条件の緩和、補助金等による資金調達面での支援制度の整備・拡充により、創業支援における先進県を目指されたい。

### (3) 公共事業における地元優先発注

地域活性化や安全・安心に資する社会基盤の整備等に係る公共事業予算を十分に確保するとともに、これら公共事業の発注に際しては、地元中小企業の受注機会の拡大に努め、優先発注枠の設定と分離・分割発注の徹底を図られたい。

### (4) ものづくりへの支援拡充

兵庫県立工業技術センターは、県内中小企業の技術・研究開発の中核的支援機関として実績を上げているが、県内製造業者数に比して研究員が不足しており、引き続き人員面の充実・強化を図られたい。

また、県北部の企業は、京都産業 21 北部支援センター（京丹後市）にある試験研究機器の使用を余儀なくされていることから、兵庫県立但馬技術大学校にも同センターと同等の機器や人材を配置されたい。

併せて、産学官連携による研究開発支援機関である兵庫ものづくり支援センター（阪神/神戸/播磨）においても人員面・設備面での機能強化を図り、県内中小製造業の利便性向上を図られたい。

### (5) 中小製造業の人材確保支援

団塊世代のリタイアや製造業の海外進出等により、中小製造業において技術者不足並びに技術力低下が課題となっていることから、中小製造業と工業高校等との連携による人材確保・育成の仕組みづくりを通じて、中小製造業の技術力維持・強化への支援策を講じられたい。

### (6) 放射光施設の利活用促進

SPring-8 における産業利用は全体の約 2 割を占め、他の放射光施設と比較しても高い水準にあるものの、利用企業の大半が大企業となっており、中小企業の利用は少数に止まっている。

その要因として、中小企業の多くが放射光施設は最先端の研究開発のためのものであり、自社には関係ないと考えていること、測定・分析に際して高度な知識やノウハウを持つ専門家等の支援が十分に得られないことが挙げられる。

については、中小企業の利用意欲を喚起させるため、中小企業のレベルに合った提案や利用実績紹介等を積極的に行うとともに、専門家派遣等による支援体制の充実を図り、SPring-8 並びに X 線自由電子レーザー（SACLA）やニュースバルの利用拡大に努められたい。

### (7) 地域ブランドの振興

県内にあっては、日本酒、鞆、金物、算盤、素麺、醤油、織物、皮革、靴下等の地域特産品に恵まれていることから、これら各地域の歴史、文化、風土に根差した地場産業や伝統産業を見直し、「地域ブランド」として国内外に広く発信していくことにより、地域活力増進の大きな原動力となることが期待される。

については、地域特産品に関わる中小企業に対して、設備更新に対する補助制度に加え、展示会開催などの国内外への販路開拓支援、さらには技術の伝承や技術者育成にも注力されたい。

また、公益財団法人神戸ファッション協会、公益財団法人北播磨地場産業開発機構、豊岡鞆協会、兵庫県手延素麺協同組合、兵庫県靴下工業組合、三木金物商工協同組合連合会、兵庫県皮革産業協同組合連合会をはじめとする関係業界団体の活動を引き続き支援されたい。

#### (8) 「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金」の利用体制の整備

平成20年度に創設された「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金」は、海外での特許権や商標権等の取得を助成する制度で、海外市場への販路開拓や模倣被害への対策として極めて有効である。

同制度は、各都道府県、または政令指定都市の中小企業支援センターが申請受付、採択、補助金支払等の業務を担当することとなっているが、兵庫県においては未だ業務を取り扱う体制が取られておらず、県内の中小企業が同制度を利用することができない。

については、所要の予算措置を含め、同制度の利用推進体制の整備につき、関係機関との調整を図られたい。

#### 【回答】

(1) セーフティネット5号保証制度の業種指定においては、ソフトランディング措置として、従来の基準である「最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等」に加え、一層緩和した基準「最近月の売上高等がリーマンショック前（4年前）比5%以上減少等」が適用されていたが、当該ソフトランディング措置期間については、平成26年3月3日の指定業種の変更をもって終了している。今後、セーフティネット5号保証制度の業種指定については、業種ごとの業況も見ながら、指定業種の見直しの随時実施などについて、国への要望も検討する。

複数債務の一本化については、平成25年度より、借換等貸付の要件緩和(融資実行後3年を経過→融資実行後2年を経過・原則追加融資不可→追加融資可)を行っており、平成26年度においても継続して実施する予定である。小口零細企業保証制度の保証限度額拡大については、当該保証以外にも経営安定関連(セーフティネット)保証等、業況に応じて100%保証を利用する途が開かれていることから、国に対する要望等は考えていない。

平成26年度の制度融資においては、中小企業者の前向きな取り組みを支援するため、事業展開融資を増額するとともに、経営安定融資にも一定の配慮をすることにより、4,000億の融資枠を確保した。

また、経営円滑化貸付、借換等貸付などの資金繰りに係る貸付制度については、融資限度額引き上げ、融資期間・据置期間拡充などの優遇措置を、25年度以降、恒久化している。

(2) 県では、創業予定者の資金調達を支援するために、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核にして、サービス業などを中心に新規事業に取り組む女性起業家に対して「女性起業家支援事業(補助金)」により事業の立ち上げを支援するとともに、事業に必要な小口の設備・運転資金に対して、「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」(無利子)、投資家・金融機関等とのビジネスマッチングを行う「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」などの支援施策を実施している。平成26年度からは、「女性起業家支援事業」と「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」との併用利用を可能とすることで、更に円滑な資金調達の支援に努めていく。

また、新たに取組む「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」により、インターネットを活用した小口投資により中小企業の資金調達を支援するなど、より円滑な資金提供や販路開拓支援を実施する。

今後も、こうした取り組みにより、関係機関が連携し、創業支援を行いたい。

また、県制度融資においては、平成 25 年度緊急経済対策にて、「新規開業貸付」の融資後の事業開始時期(\*)及び融資限度額の拡充(\*)、また自己資金要件についても、1,000 万円以下の貸付については自己資金要件を事実上撤廃するなどの措置を講じており、新たに事業を開始しようとする方を支援している。

(\*)特定創業支援事業による支援を受け、創業等関連保証を併用できる方のみ

- (3) 県では、可能な限り分離・分割発注を行い、極力地元中小建設企業が入札に参加できるよう受注機会の確保に努めるとともに、指名競争入札はもとより、制限付き一般競争入札において地元限定した所在地要件を設定しているほか、技術・社会貢献評価制度や総合評価落札方式を導入して企業の技術力や地域貢献活動を適切に評価することにより、地元中小建設企業育成の措置を講じている。

また、入札参加者に対しては、入札のしおりで、下請施工を必要とする工事においては、原則として県内業者に発注するよう指導している。

- (4) 兵庫県立工業技術センターでは、24 年 10 月に新研究棟・技術交流館をオープンさせるなど、中小ものづくり企業の技術支援の充実に取り組んでいる。また、平成 25 年度は組織の見直し（7 部 3 支援センター → 4 部 2 支援センター）を行うことにより、柔軟な研究・支援体制を構築したところである。研究員の定数は、行財政構造改革の取組に合わせて減少してきているが、分野の特性に応じて特別研究員等を採用するなど、多様な採用形態で人材を確保してまいりたい。また、25 年 3 月に金属材料分野で評価の高い東北大学金属材料研究所と連携協定を締結するなど、中小ものづくり企業の技術支援に取り組んでいる。

なお、工業技術センターが但馬技術大学校と連携して、移動工業技術センターを毎年度実施するとともに、関西広域連合における公設試験研究機関連携の取組として本年度、各府県公設研究機関での府県外利用事業者の割増料金解消を行うなど、広域的な機器利用の利用促進にも取り組んでいるところであり、今後とも県北部の企業の技術支援での利便性向上に努めたい。

また、兵庫ものづくり支援センターでは、産学官連携による技術研究への支援と開放機器の利用促進を図っているところであるが、平成 26 年度は新たに、県外大学等との連携・調整、異業種交流参画促進等の役割を担う「総括研究コーディネーター」をものづくり支援センター神戸内に配置し、産学官連携推進体制の強化を図ることとした。

- (5) 若年者を中心としたものづくり離れや熟練技能者の高齢化により、地域産業界の優れた工業技術の継承が課題となっていたことから、平成 18 年度から県立高等学校のうち全日制の工業科を設置する高等学校に高度熟練技能者等を特別非常勤講師として招聘し、ものづくりの技術・技能に興味・関心の高い生徒の育成を目指す「ひょうご匠の技」探求事業を実施している。この中で、技能五輪や高校生ものづくりコンテスト出場や、技能検定取得に向けた指導に重点をおき、兵庫県職業能力開発協会と連携した「ものづくりマイスター派遣事業」等も活用しながら、技術力の

維持・強化につなげている。

今後の取組として、平成 26 年度から、神戸と姫路の拠点工業高校において先端技術機器を整備し、技術・技能の習得に取り組むとともに、先端技術機器の共同利用や、企業技術者による技術指導を実施する「拠点工業高校によるものづくり技術・技能習得事業」等の人材育成を通じて、中小製造業の技術力維持・強化につなげたい。

一方、本県では、平成 25 年度から大企業等で長年にわたり培われた優れた技術を有する企業OB等の技術者と、単独では技術課題の解決や人材確保が困難な中小製造業等をマッチングする「兵庫ものづくり人材マッチング事業」を(公社)兵庫工業会に委託して実施しており、技術者の人材確保を通じた中小製造業等の技術力維持・強化を図っている。

当該事業では、(公社)兵庫工業会に配置した人材活用コーディネーターが、様々な技術課題を抱える中小製造業のニーズをきめ細かく把握し、企業OB等の登録人材の中から、これらのニーズに最も合致した人材をマッチングしている。また、人材確保にあたっては、(特非)産業人OBネットや兵庫県技術士会等の他の人材派遣事業実施機関とも連携して、多様な技術を有する人材の確保に努めており、様々な技術課題に応じた的確な人材をマッチングすることにより、中小製造業の人材確保を支援している。

#### (6) <SPring-8、X線自由電子レーザー施設 (SACLA) の産業利用の促進>

兵庫県では、SPring-8 の産業利用を促進するため、2本の専用ビームラインを整備し、SPring-8 の利用企業を支援しており、兵庫県放射光ナノテク研究所を拠点に、企業への技術相談や放射光の利用支援、受託研究を実施している。また、研究成果報告会の開催や、SPring-8 を活用して顕著な研究成果をあげた研究者・団体を顕彰するなど、放射光産業利用成果の普及啓発にも取り組んでいる。

##### ①兵庫県放射光ナノテク研究所による民間企業への SPring-8 利用支援

- ・企業への技術相談・助言
- ・受託研究サービスの実施

##### ②SPring-8 の成果普及

- ・成果報告会の実施

放射光の産業利用成果を紹介するため、(公財)高輝度光科学研究センター等と共同で、放射光を利用した研究成果報告会を実施（企業関係者 200 名以上が参加）

- ・ひょうご SPring-8 賞の実施

SPring-8 を活用して、社会経済の発展に寄与する研究成果をあげた研究者・団体を顕彰

#### <ニュースバルの産業利用の促進>

平成 20 年 10 月にニュースバル産業用分析ビームラインの供用開始以降、高度産業科学技術研究所ではユーザーから要望のある標準物質データの蓄積や神戸国際フロンティアメッセなどの展示会への出展に努めている。また、共同研究では半数以上が企業との連携を行っているほか、文科省の支援により放射光施設の高度化を行い、産業共用を推進するとともに、次のような取組により企業等の利用促進に努めている。

##### ①放射光利用の申込み・相談窓口としてリエゾン・コーディネーターを配置

##### ②放射光を使った分析や加工の技術の紹介、実技を体験する放射光実習事業を姫路市、加古

川市等と協力して実施

③ユーザーニーズに応える新しい機器の導入とかつ利用料金の値下げを行い、26年4月より利用できる体制を整備

今後も放射光の産業利用を促進するとともに、各施設の一体利用を進めるなど各種取組を展開し、中小企業への裾野拡大や技術の高度化につなげていく。

(7) 県内の地場産業は、これまで地域経済の発展に貢献してきたが、国内消費の低迷、消費者ニーズの多様化、海外製品との競合等により、厳しい状況が続いている。

このため、県では、産地組合等が実施する見本市への出展等の地域ブランドの販路拡大、海外顧客ニーズの把握や海外展示会への出展等海外市場開拓への取り組みに対し支援するとともに、意欲ある産地企業や企業グループが実施する新たなブランド創出に向けた新製品開発や販路開拓の取り組みに対し支援をしている。また、平成26年度からは、新たな支援策として、異業種交流を全県的に展開するとともに、著名なデザイナー等とタイアップした新製品の開発や、海外におけるマネジメント、マーケットイン研修を支援する。さらに、海外事務所との一層の連携強化等を進め、従来からの取組と一体的、かつ重層的に支援することで、産地全体の競争力強化を図っていく。

一方、平成25年1月にオープンしたものづくり大学校「ものづくり体験館」では、将来への進路を考える上で重要な時期となる中学生等に対し、本県産業の礎となるものづくりへの関心を高めるとともに、職業としてのものづくりの魅力、奥深さを伝えるため、本格的なものづくり体験の機会と場を提供している。

①ものづくり体験学習（中学校が学年単位で団体利用）

- ・ひょうごの匠や企業OB等、熟練技能者による指導を受けながら、ものづくりを体験
- ・ものづくり体験館1階展示学習スペースでは、見て触れて、ものづくりのプロセスとそこに生かされた技を体感

②ものづくり体験講座

（個人単位又はグループ単位で利用；ゴールデンウィーク、夏・冬休み等）

- ・レベルアップ体験講座  
対象：ものづくり体験学習を受けた中学生等
- ・テーマ別体験講座  
対象：小学生及び中学生等
- ・親子工作教室  
対象：小学生、親子連れ等
- ・ものづくりワークショップ  
対象：一般（大人向け）
- ・技術・家庭科教員体験会  
対象：中学校の技術・家庭科教員

③特別展・企画展等（2階企画展示スペース）

- ・伝統的工芸品・地場産業展
- ・工作展・作品展

また、(公財)神戸ファッション協会が実施する地場製品の展示・即売及び実演や体験を通じて



地場産業をPRする企画展の開催、ファッション業界関係者、若年層に向けて情報発信するためのアンテナショップの開設等を支援するなど、「売れるものづくり」を推進している。

さらに、(公財) 姫路・西はりま地場産業センター、(一財) 但馬地域地場産業振興センターが実施する地域産品の振興等に対する支援を行い、県内地場産業を広く内外にPRしていく。

- (8) 本県では、県内中小企業の戦略的な特許等の外国出願及び当該権利を活用したグローバル展開の促進を図るため、国の補助事業である「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)」の利用推進体制を整備し、当該補助金を活用した外国への特許等出願に対する助成事業を平成26年度から新たに実施することとしたところである。今後、関係機関と連携を図りながら、事業の円滑な実施に努めていく。

## 【要望事項】

### 4. 地域産業活性化に向けた支援

#### (1) 企業誘致策の強化

地域経済を活性化し、雇用の拡大を図るためには、県内への新たな企業や産業の立地を促し、その集積を高めていくことが不可欠である。

については、予定される県内産業団地の造成・分譲等を着実に進めるとともに、産業集積条例に基づく優遇措置の効果的活用やワンストップサービスの強化などを通じて、企業誘致に向けたセールス活動を一段と推し進められたい。

#### (2) 土地利用規制の緩和・見直し

県内では、市街化区域内に店舗や工場等が立地する余地が少なくなっている市域もあることから、市街化区域拡大に向けた線引きや用途地域指定の抜本的な見直しを図られたい。

また、市街化調整区域内においては、既存企業に隣接する工場等の建替・増築等が難しく、地域に留まり頑張ろうとする中小企業の新たな事業展開・拡大の大きな妨げとなっている。

現在、「特別指定区域制度」により開発許可制度が弾力的に運用されているが、事業者にとってはまだまだ厳しい許可要件等となっているため、地域の実情に沿った一段の緩和措置を講じられたい。

#### (3) 環境ビジネス創出への支援

原子力発電所事故を契機に、産業界にとって安価で安定的な電力供給が課題となり、新たなエネルギービジネス創出への機運が高まっている中、エネルギーの需要と供給を最適化する「スマートコミュニティ構想」が、多くの企業にとってのビジネスチャンスとして期待されている。

経済産業省が同構想に基づく「次世代エネルギー・社会システム」の実証事業を進めているほか、内閣府も地域活性化に向けた「環境未来都市」構想を打ち出し、スマート社会の実現を推進している。

については、兵庫県においても、平成25年3月に国の「環境モデル都市」に指定された神戸市や尼崎市等を特定エリアに選定し、既成市街地でのスマートコミュニティの構築に向けて、技術開発やビジネスモデルの創出を官民が連携して研究するとともに、今後成長が期待できる環境・エネルギー関連企業の積極的な誘致を通じて、地域の活性化と中小企業のビジネスチャンスの拡大に努められたい。

#### (4) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業の対象拡大

商店街・小売市場共同施設建設費助成事業においては、補助対象事業者が実施する事業費100万円以上の共同施設の建設、改修、取得、又は撤去が対象となっている。

一方、多くの商店街・小売市場では、売上減少や空き店舗の増加等によって活動資金が枯渇し、共同施設の改修等に関する事業も規模縮小を余儀なくされていることから、対象となる事業費の下限額を引き下げられたい。

#### (5) 空き店舗活用による地域の賑わい再生

空き店舗の転活用については、商店街や市場が中心となり、地域コミュニティと連携したイベント等を通じて、地域の賑わいづくりを進める成功事例も見受けられる。その一方で、各種支援措置が講じられてはいるが、当該組織や地域の力だけでは限界もあり、臨時的な個別の転活用に止まっているケースも少なくない。

については、県主導により、地域の核となる商店街・小売市場等において、モデルとなる「県民交流広場」の創設や子育て支援施設（保育施設）や若手クリエイターのための制作活動や発表の場（アトリエ等）を設けるなど、民間や市町との連携も視野に入れながら、街の賑わいや交流の場づくりに取り組まれたい。

#### (6) 大河ドラマ「軍師官兵衛」を活用した集客観光の促進

NHK大河ドラマは、平成24年の「平清盛」に続き、平成26年には「軍師官兵衛」の放映が決定しており、ドラマの舞台のひとつである兵庫県の魅力を全国にアピールする大きなチャンスとして期待される。

については、「軍師官兵衛」ゆかりの地のほか、県内に点在する多くの観光資源の中から、全国から誘客できる観光資源を発掘・発信し、全国に向けたプロモーション活動を強化されたい。

また、観光パンフレットをはじめPRツールのコンテンツ充実、ガイド養成やボランティア登録の拡充などを通じ、観光客の再来訪を促すおもてなしの向上に積極的に取り組まれたい。

#### (7) あいたい兵庫キャンペーンの強化等による内外観光PRの拡充

国内外からより多くの観光客を呼び込むためには、観光資源の発掘と同時にターゲットを明確にした効果的な情報発信及びPRが重要である。

については、あいたい兵庫キャンペーンの一環として県外各地での物産展の開催、JR、航空各社との連携強化、関西所在各空港へのPRブースの設置、スマートフォン用アプリケーションの開発、さらには企業・地域団体が実施する観光事業への助成などについて強化されたい。

また、外国人向け観光ホームページの充実、facebook や twitter を使った外国人向け観光アピール、主要観光地での無料の公衆無線LANの設置等により、国外からの観光客誘致にも引き続き積極的に取り組まれたい。

## 【回 答】

(1) 本県では、県や市町等が所有する産業団地など、優れた立地条件を有する地区を産業集積条例に基づく拠点地区に指定し、同地区に進出する企業に対して、不動産取得税等の不均一課税、先端技術型事業に係る設備投資等に対する補助、拠点地区進出貸付等の各種優遇措置を講じ、医療・福祉・環境・エネルギー、新技術・新素材など、今後、成長が期待できる分野の産業集積を図り、県内産業の活性化と新たな雇用の創出に努めている。

平成 25 年度からは、中枢市街地における低・未利用地の高度利用や大規模工場跡地等の活用により、工場だけでなく研究開発拠点等幅広い産業業務施設の立地を促進するため、新たな拠点地区を創設し、立地企業に対して法人事業税の不均一課税（1/4 軽減・5 年間）など各種優遇措置を講じることとした。また、研究開発型企業に係る補助要件等の緩和や、多様化する立地形態に対応するため、リース・賃借による企業進出についても各種優遇措置の対象とするなど、立地支援制度を充実・強化したところである。

また、平成 25 年 9 月には、人口減少や高齢化等により企業立地が進んでいない地域として、立地支援要件の緩和を図る「促進地域」に、西脇市、赤穂市、たつの市（旧新宮町エリア）、上郡町を新たに追加し、県全体のバランスのとれた企業誘致を進めている。

今後も、産業集積条例に基づく企業立地支援制度を効果的に活用しつつ、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を窓口として、用地情報をはじめ、ワンストップ・サービスの提供を行うなど、県・市町・経済界が連携したきめ細かな誘致活動を展開し、産業団地等をはじめ、県内への企業立地を促進していく。

(2) 県では、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）の見直しについて、社会経済情勢の変化等に対応して概ね 5 年ごとに定期見直しを行っており、土地区画整理事業に着手することが確実な区域等、計画的な市街地整備の行われることが確実な区域について市街化区域への編入を行っている。

次回見直しについては、都市計画区域マスタープランの見直しと併せて、平成 27 年度末の都市計画変更を目途に見直し作業を進める予定であり、現在、市町と連携しながら見直しを進めている。

なお、用途地域の変更は市町が決定する都市計画であり、市町が土地利用の動向や市町都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性を勘案し、変更の必要性を判断するものである。

特別指定区域制度においては、小規模な事業所の区域、地域振興に資する工場の区域、既存事業所の敷地拡大を行う区域等事業所系のメニューを設けており、現在 5 市 3 町（猪名川町、稲美町、西脇市、小野市、加西市、加東市、たつの市、太子町）で既にその運用が図られている。

また、既存工場や店舗などが点在する区域等において、産業施設を集積することにより土地利用の整序を図るため、その目的に応じた用途の建築物の建築を認めることができるメニューも設けており、現在 2 市（小野市、加西市）で運用が図られている。

今後とも、地域の実情に即し、これら制度が積極的に活用されるよう、市町に働きかけていく。

(3) 本県では、環境・エネルギーなど、成長産業分野の育成を図るため、産学官連携による萌芽的な研究調査を支援するとともに、立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトの本格的な研究開発への移行を支援する「兵庫県 COE プログラム推進事業」（補助金）により、中小企業を

含めた産学官の共同研究を支援していく。

また、「ひょうご産学官連携コーディネーター活動促進事業」により、企業・大学の産学連携ニーズに効果的に対応する「ひょうご産学官連携コーディネーター協議会」内に設置された「ひょうご産学官連携研究会」の活動を支援し、今後成長が期待される「新エネルギー分野」「環境・資源・リサイクル分野」などを対象に、国の競争的資金等の獲得など産学官連携による新たな共同研究プロジェクトの創出を促進していく。

- (4) 商店街は身近な買い物の場のみならず、地域コミュニティやまちづくりの担い手として大きく期待されていることから、県では、コミュニティ機能の向上に寄与するイベントをはじめとして、共同施設の建設、空き店舗への新規出店のほか、まちづくりの観点も考慮した計画づくり、地域課題に対応した活性化の取組等への支援など、ハード・ソフトの補助金や融資制度により、商店街・まちの再生を図っている。

アーケードやカラー舗装、街路灯などの共同施設の建設・改修等については、商店街・小売市場共同施設建設費助成事業により支援し、商店街の賑わい創出や活性化、まち全体の魅力創出を引き続き図っていく。

なお、同事業は、商店街単独での実施が難しい規模の大きな建設・改修等を想定していることや事業効果の観点から、補助対象事業費に下限を設けている。

今後とも、商店街の活性化に向けて、きめ細かな施策を展開し、国・市町とも連携を図りながら、商店街の主体的な取組を積極的に支援していく。

- (5) 空き店舗対策については、「商店街新規出店・開業等支援事業」により、やる気ある新規出店や廃業予定者からの店舗承継、子育て・高齢者支援施設等の設置のほか、商店街主導による魅力ある個店誘致の取組を支援するなど、地域特性や住民ニーズを踏まえた商店街の空き店舗活用を支援していく。

今後とも、商店街の活性化に向けて、きめ細かな施策を展開し、国・市町とも連携を図りながら、商店街の主体的な取組を積極的に支援していく。

- (6) 平成26年1月より放送されている大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送は、地域の魅力を効果的に発信する絶好の機会であり、大きな集客効果が期待できると考えている。

県では、県内に広がる官兵衛ゆかりの地の魅力を全国にPRするため、県内外にキャラバン隊を派遣するとともに、旅行商品造成や旅行雑誌への掲載等につなげていくため、旅行会社、マスコミ関係者等の招聘ツアーを実施する「官兵衛情報発信事業」を実施する。

また、県・市町・観光関連団体・JR西日本等が連携し実施する「あいたい兵庫キャンペーン2014」では、大河ドラマ「軍師官兵衛」をはじめ、映画、TVドラマのロケ地、小説の舞台やアニメの聖地等を観光資源として活用しながら、本県の魅力を全国に発信し、誘客促進を図る。

さらに、ひょうごツーリズム協会では、観光を担う人材に対して、意識の向上や接遇能力の向上を目指し、接遇研修を実施するとともに、市町観光協会等との連携により、観光ボランティアガイドの担い手の掘り起こしや質的向上を図るため、研修会及び発表会を開催し、おもてなしの向上に取り組んでいる。

今後とも各種施策を通して、兵庫への誘客促進を図りたい。

(7) 観光誘客を巡る地域間競争が激化する中、あいたい兵庫キャンペーンは、テーマを設定し、官民一体となって観光資源の発掘を行い、年代層・地域などターゲットを想定した観光プロモーションを県内外で展開している。

平成26年9月から11月まで展開する「あいたい兵庫キャンペーン2014」では、「物語(ドラマ)ちっく兵庫」をテーマに、大河ドラマ「軍師官兵衛」をはじめ映画、TVドラマのロケ地、小説の舞台やアニメの聖地等を観光資源として活用しながら、誘客促進を図る。

キャンペーンの一環として、首都圏をはじめ全国での観光キャラバンの実施、JRや神戸空港、大阪国際空港、関西国際空港等でのガイドブック設置、スマートフォンを活用した情報発信、ゆかりの地域が連携して行う誘客事業への支援等を実施する。

また、国外からの観光客誘致については、

- ① 兵庫県観光ホームページにおいて、従来の英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)表記に加え、新たにタイ語・フランス語を追加。また、要望のあった県内の観光協会のホームページ多言語化に対する支援。
- ② 日本在住の外国人ライターや人気ブロガーによるfacebookでの情報提供のしくみを作り、外国人による外国人のための兵庫の魅力発信。
- ③ 有馬温泉や城崎温泉、湯村温泉等県内の主要観光地において、スマートフォン用音声案内ガイドアプリの開発・導入等、外国人観光客受入体制の整備。

などについて、平成26年度に新たに取り組む予定としている。

さらに、東アジア・東南アジア等を中心とした海外旅行エージェント・メディア向け招聘旅行やプロモーションを実施するとともに、他府県と連携した広域観光ルート策定、海外見本市での情報発信など、外国人観光客誘客促進のための様々な事業を積極的に実施していく。

## 【要望事項】

### 5. 安心・安全のまちづくり

地震等の大規模災害に備え、安心・安全な県民生活と企業活動の維持継続を図るため、津波対策や公共施設・橋梁等交通インフラの耐震工事をはじめとする防災・減災への社会基盤整備に引き続き努められたい。

特に、阪神間各河川における排水機場の改築更新、防潮門扉等の改善と設置数の削減、防潮堤等の耐震補強工事等の津波対策、西播地区各河川における川底の土砂除去及び堤防決壊防止策等の豪雨対策の強化など、各整備計画の早期事業化を図られたい。

また、災害時ハザードマップ等の災害に関する情報提供を図り、中小企業における防災対策の徹底を促すとともに、商工会議所が実施するBCP(緊急時企業継続計画)策定啓発事業への支援を通じて、危機管理への取り組みを促進されたい。

一方、ユニバーサルデザインに対応した施設等の整備を引き続き進めることにより、人に優しい安心・安全なまちづくりを推進されたい。

## 【回 答】

### <社会基盤整備について>

県民の安全・安心の確保は、社会基盤施設が果たすべき最も重要な役割であり、これまでも、河川の再度災害防止対策や橋梁等の耐震工事に取り組んできた。

今後も、「津波防災インフラ整備5箇年計画」に基づく防潮堤の整備や補強、「南海トラフ地震・津波アクションプログラム」に基づく橋梁等の耐震工事、「地域総合治水推進計画」に基づく河川改修や貯留施設の整備、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づく砂防えん堤等の整備など、あらゆる自然災害に備え、防災・減災対策を重点的に進めていく。

### <阪神間各河川における排水機場の改築更新>

阪神間の河川における排水機場のうち、施設の老朽化が進行している新川、東川の排水機場については、施設更新と併せ、高潮・津波に対する確実な防災機能を確保するため、平成26年度より2排水機場の統合・改築に着手するとともに、その他の施設についても適切に修繕・点検を行い、施設の機能を確実に維持していく。

### <防潮門扉等の改善と設置数の削減>

津波発生時に陸閘等閉鎖施設を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を進めている。甚大な浸水被害が想定され、施設が多数存在する尼崎西宮芦屋港では、常時閉鎖やスロープ化、水門の下流への移設などによる廃止により施設数の削減に努めており、残る施設についても地元市と連携して遠隔操作化を進める。

### <防潮堤等の耐震補強工事等>

県管理の防潮堤については、最大クラスの津波を発生させる南海トラフ巨大地震に対する耐震点検の結果、一部区間で沈下量が大きくなることが確認された。このため、沈下対策について、今後、詳細な調査を行い、専門家の意見を聴いたうえで、平成26年度に対策箇所や工法等を検討する。

### <西播地区各河川における川底の土砂撤去及び堤防決壊防止策等の豪雨対策>

河川内の堆積土砂は洪水の流下を阻害し、災害を引き起こす恐れがあるため、人家等の重要な施設が近接する箇所等において順次土砂撤去を行っており、西播地区では、千種川、鞍居川、林田川等で土砂撤去を予定している。

また、平成21年台風第9号による甚大な浸水被害を受けた教訓から、千種川、佐用川において河川改修に合わせた巻堤等の堤防強化を実施しており、平成26年度についても引き続き実施する。

今後とも、安全・安心の確保を早期に図るため、緊急性・必要性の高い事業を選定し、計画的・重点的に防災・減災対策を推進する。

### <災害時ハザードマップの情報提供について>

県では、県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がよりの確に行動できることを目指して、洪水、土砂、高潮、津波等の自然災害による危険度（浸水想定区域、危険箇所等）や、避難に必要な情報等を記載した「CGハザードマップ」を作成し、ホームページで配信し、情報提供に努めている。

特に、「CGハザードマップ」では、平成26年4月から国の南海トラフ巨大地震による津波想定を踏まえ、県独自のシミュレーション結果を反映した「津波浸水想定区域図」の配信とともに、出水期に先立ち、国、県が管理する全684河川の浸水想定区域図を配信するなど、最新の災害危険情報の提供に努めている。

一方、自然災害により被災した企業における事業活動の早期復旧は、地域の雇用確保・産業振興にとって極めて重要であり、東日本大震災においても、企業のBCP策定の必要性・重要性を改めて認識したところである。

県では、現在、商工会議所等が実施する企業のBCP策定支援に係る講習会・研修会等に対して財政的な側面から支援しており、今後ともこれらの支援を通じ、中小企業の危機管理への取組強化を推進していく。

<ユニバーサルデザインについて>

県では、「福祉のまちづくり条例」を平成4年10月に全国に先駆けて制定するとともに、条例改正により平成23年7月からは建築確認手続きとの連動による整備基準の実効性の向上、ユニバーサル社会づくりの視点の明確化等を行うとともに、「福祉のまちづくりアドバイザー」を活用した利用者目線の施設整備・管理運営を推進しており、ユニバーサルデザインに対応した施設等の整備を今後とも進めていく。

## 【要望事項】

### 6. 産業・交通基盤の整備

#### (1) 基幹道路ネットワークにおけるミッシングリンクの解消

関西3空港や臨海部の物流拠点と有機的に結ぶ交通網を確保し、慢性的な渋滞を解消するため、名神湾岸連絡線並びに播磨臨海地域道路の早期実現に向け、国に対して積極的に働きかけられたい。

また、既に都市計画決定している大阪湾岸道路西伸部についても早期事業化を目指すとともに、北近畿豊岡自動車道の早期整備、さらには、山陰近畿自動車道、東播磨南北道路等の県内南北幹線道路網の整備を推進し、県内における基幹道路ネットワークにおけるミッシングリンクの早期解消を図られたい。

#### (2) 神戸電鉄粟生線の存続

神戸電鉄粟生線は、地域の往来を担う大量輸送機関であり、通勤通学の足として、また、沿線地域への企業誘致の重要な基盤として、さらには災害対策の観点からもなくてはならない大きな役割を担っている。

については、同線の存続に向け、引き続き関係先に強力に働きかけると同時に、同線各駅周辺における駐車場・駐輪場の整備をはじめ、周辺住民が同線を利用しやすいような施策を講じられたい。

#### (3) 鉄道網の利便性向上

JR加古川線並びに北条鉄道は、神戸地域や東播磨地域と県内陸部を結ぶ大動脈として沿線地域になくてはならない交通機関である。

については、神戸電鉄粟生線を合わせた3路線の連携強化を図るとともに、JR加古川線並びに北条鉄道の増便等の利便性向上に向けて、引き続き、関係市町及び鉄道事業者等へ強く働きかけられたい。

さらには、山陰本線・福知山線及び播但線の複線電化等についても、その促進に努められたい。

#### (4) 県内3空港の機能強化

現在の国際チャータールールにおいては、大阪国際空港並びに神戸空港に限り、オウンコースのための国際旅客チャーター便並びに国際貨物チャーター便のみに制限されているが、他空港と同様にアフィニティ・グループや包括旅行チャーターが認められるよう、関係先へ働きかけられたい。

また、神戸を含む関西3空港の一体運用の実現を図ると同時に、当面の措置として、神戸空港の運用時間及び発着枠等の規制緩和について、国に対して強力に働きかけられたい。

加えて、コウノトリ但馬空港からの東京直行便についても早期に実現されたい。

#### (5) 淡路島行きバスターミナルの集約

神戸市都心部（三ノ宮駅周辺）から淡路島方面に向かうバス乗り場がバス会社ごとに異なるため、特に島外者から利用しづらいとの声が多い。

については、観光集客策の一環として、淡路島方面バス乗り場及び時刻表等を一本化し、利便性の向上を図るよう、バス会社はじめ関係先に働きかけられたい。

また、同路線におけるバス会社間の共通チケット導入や交通系 IC カードの利用についても、実現に向けて働きかけられたい。

### 【回答】

#### (1)

##### <名神湾岸連絡線>

名神湾岸連絡線は整備効果が多岐に渡る重要路線であるため、早期整備が必要と考えている。

平成25年8月から構想の具体化を図るための計画段階評価を実施中であり、国には当評価の早期完了を求めるとともに、国、県、西宮市が一体となって丁寧な地元対応により当評価が円滑に進められるよう取り組んでいく。

##### <播磨臨海地域道路>

計画段階評価に先立ちH25年度に創設された優先区間の絞り込みに向けた検討が昨年12月に開始された。引き続き、国、県が緊密に連携しながら調査を進め、早期に優先区間をとりまとめるとともに、H26年度の計画段階評価着手を目指し、関係市町、経済界等と連携しながら国等へ働きかけていくなど、早期事業化に向け取り組む。

##### <大阪湾岸道路西伸部>

大阪湾岸道路西伸部は、名神湾岸連絡線と一体となって、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国際コンテナ戦略港湾阪神港や関西3空港の物流拠点間の連携強化を図る道路である。

このため、早期事業化に向けて、神戸市をはじめとする関係機関と効率的・効果的な整備手法等について検討を進めており、引き続き神戸市や経済界との連携を図りながら、当該道路の早期整備を国に働きかける。

##### <北近畿豊岡自動車道>

現在事業中の区間については、八鹿日高道路の平成28年度末供用、日高豊岡南道路の早期供用に向けて、必要な予算確保と事業推進を国に働きかける。

未事業化区間である豊岡道路については、早期に都市計画決定できるよう、国、県、市が連携



して取り組む。また、日高豊岡南道路と同時に豊岡 IC（豊岡病院）までを供用できるよう国に強く働きかける。

#### <山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）>

これまで香住道路、東浜居組道路及び余部道路の整備を完了し、県内延長約 46km の約 3 割、13km を供用している。現在、浜坂道路（L=9.8km）の整備を進めており、用地買収は概ね完了した。現在は、余部トンネル、新桃観トンネル、大庭大橋などの工事を推進しており、早期完成を目指す。未事業化区間についても、必要性、緊急性の高い区間から順次事業化に取り組む。

#### <東播磨南北道路>

平成 26 年 3 月に加古川バイパス～八幡稻美ランプ間の約 5.2km を暫定 2 車線供用した。

平成 26 年度より残る八幡稻美ランプ～国道 175 号間の約 6.9km の事業に着手し、全線の早期供用を目指して事業に取り組む。

(2) 神戸電鉄粟生線は、沿線県立高校の通学生の交通手段として、また、北播磨地域と神戸阪神間を結ぶ広域交通ネットワークを担う地域にとって重要な公共交通である。

粟生線存続に向けた行政支援として、神戸電鉄の更なる経営努力と沿線市を中心とする利用促進を前提に、国庫補助制度を活用した安全施設整備への支援と、無利子貸付(40 億円)を実施している。

しかしながら、神戸電鉄が粟生線を安定的に経営していくためには、利用者数の維持、増加が不可欠である。

粟生線の利用者増に向けた粟生線活性化協議会の利用促進として、定期利用者を対象とした「粟生線通勤 Come Back 補助制度」やパーク&ライド駐車場の整備、地域イベントとの連携、鉄道イベントの開催等を進めているが、商工会議所におかれても「粟生線に乗って残す」行動として、「粟生線通勤 Come Back 補助制度」の積極的な活用をお願いする。

(3)

#### <神戸電鉄粟生線を合わせた 3 路線の連携強化、JR 加古川線並びに北条鉄道の増便等の利便性向上>

JR 西日本は、地域の利用状況に見合ったダイヤ編成を組む方針であることから、JR 加古川線の利便性向上には、更なる利用者増に向けた取組が必要である。

そのため、加古川線等利用促進・沿線地域活性化協議会による集客イベント等の活動と共に、粟生線活性化協議会とも連携し、利用者増に向けた利用促進施策を進めている。

鉄道の利用者増のため、商工会議所におかれても積極的な利用をお願いする。

#### <山陰本線・福知山線及び播但線の複線電化>

複線電化については、まずは利用者を増やすことが不可欠であり、地元自治体や協議会等を中心とした利用促進の取組を進めていく。

(4) 関西圏の潜在力を高め、多様化する利用者ニーズに的確に応え航空需要を拡大していくには、関空、伊丹、神戸それぞれが持つ能力と強みをフルに活用していく必要がある。

そのためにも、利便性の高い伊丹空港と神戸空港について、オープンスカイの流れの中で、現在オウンユースのみに限定されている国際チャーター便の運航制限を緩和することは重要である。これまでも国に緩和するよう働きかけてきたところであり、引き続き強く働きかけていく。

また、航空需要を拡大し、関西経済全体の活性化につなげるには、関空・伊丹空港の経営統合の次のステップとして、神戸空港を含めた関西3空港の一体運用の実現が必要であると考えている。併せて、神戸空港の事業価値を高めるため、運用時間、発着枠などの規制緩和を進めることが重要である。

本県としては、これまであらゆる機会を捉えて規制緩和について国に働きかけてきた。今後とも引き続き、セミナーの開催などにより規制緩和や一体運用に向けた気運の醸成に努めるとともに、関係自治体や経済界との意見交換を重ね、神戸市や神戸商工会議所とともに、国や新関西空会社へ強く要請していく。

但馬空港からの東京直行便については、就航実現に向けて、大手航空事業者に加え、小型機を保有する航空事業者への働きかけを行っているが、まだ実現には至っていない。羽田空港の「地方路線維持のための政策コンテスト枠」を活用した東京直行便の就航に向けて、地元市町と連携しながら、引き続き航空会社に働きかけを行っていく。

なお、運航事業者の確保には、需要喚起とその需要が持続することの見通しが必要である。平成25年度に年間1万人を初めて突破した東京乗継利用者の実績をさらに高めるために、各市町・民間一丸となって、自ら積極的な利用・PRをお願いしたい。

## (5)

### <バス乗り場及び時刻表等の一本化>

現在、三宮駅周辺のバスターミナルは、乗り場ごとの容量が十分では無いため、事業者ごとに複数に分散している。今後、三宮駅周辺の再開発が検討されるにあたっては、バス乗り場の一本化についても、県として働きかけることも検討する。

また、県として複数の事業者が一体となった時刻表の作成を推進しており、平成27年3月から開催する淡路花博2015花みどりフェア開催に向けて、高速バスも含めた淡路地域の公共交通を網羅した総合公共交通時刻表を作成する。

### <バス会社間の共通チケット導入や交通系ICカードの利用>

高速バス事業は民間事業者による営利事業であるため、基本的には運行事業者が判断することと考える。

しかし、乗車券の共通化により利用者の利便性も向上することから、県として引き続き事業者に対して働きかけていく。